

財務省告示第八十号

省令第三十号（昭和五十七年大蔵
成十七年二月二十五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十七年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第四十二

二 発行の根拠 回） 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政

四 法律及びその 融資金特別会計法（昭和二十

五 法律及びその 六年法律第一百一号）第十一条第

六 法律及びその 一項並びに国債整理基金特別会

七 法律及びその 計法（明治三十九年法律第六号）

八 法律及びその 第五条第一項及び第五条ノ二

九 法律及びその 社債等の振替に関する法律（平

十 法律及びその 成十三年法律第七十五号。以下

十一 法律及びその 「振替法」という。）の規定の適

十二 法律及びその 用を受けるものとし、その振替

十三 法律及びその 機関は日本銀行とする。

十四 法律及びその 価格を競争に付して行われる入

十五 法律及びその 札（以下「価格競争入札」とい

十六 法律及びその う。）による発行（以下「価格競

十七 法律及びその 争入札発行」という。）、「価格競

十八 法律及びその 争入札と同時に行われる入札で

十九 法律及びその あつて、価格競争入札において

二十 法律及びその 定められた利率をその利率と

二十一 法律及びその し、価格競争入札において募入

二十二 法律及びその の決定を受けた各申込みの応募

二十三 法律及びその 価格を募入額により加重平均し

二十四 法律及びその て得られる価格をその発行価格

二十五 法律及びその とするものによる発行（以下「非

二十六 法律及びその 競争入札発行」という。）及び価

二十七 法律及びその 格競争入札の募入の決定をした

二十八 法律及びその 格競争入札の募入の決定をした

二十九 法律及びその 格競争入札の募入の決定をした

三十 法律及びその 格競争入札の募入の決定をした

三十一 法律及びその 格競争入札の募入の決定をした

三十二 法律及びその 格競争入札の募入の決定をした

三十三 法律及びその 格競争入札の募入の決定をした

三十四 法律及びその 格競争入札の募入の決定をした

三十五 法律及びその 格競争入札の募入の決定をした

五

募入
方決
法定
の

後に行われる入札であつて財務大臣が各国債市場特別参加者とに応募限度額を定めるもの（以下「国債市場特別参加者」による発行（以下「国債市場特別参加者・発行」という。））

口

非競争
札発行
入

各申込みの応募額を順次割り当てる。各申込みの応募額を案分により各申込みの応募額を案分により各申込みの応募額を案分により各申込みの応募額を案分により

六

イ
発

入札
価格
競争
額

円額面金額で一兆九千八百十五億二千六百三十五万九千九百九十九円九角五分。このうち、財政第四十一条の規定に基づき発行した国債の額は、前記の通りである。

十 十				九 八				七				八				口									
イ 一				振 額 最				口 イ				振 額 最				口									
非 入 価 発				替 単 位				行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発				行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発				行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発									
競 札 格 競 行 行				位				入 札 格 競 行 行				入 札 格 競 行 行				入 札 格 競 行 行									
争 行 争 格 日				位				発 行 行 行				発 行 行 行				発 行 行 行									
入 行 争 格 日				位				入 札 格 競 行 行				入 札 格 競 行 行				入 札 格 競 行 行									
額	以	額	平	す	額	の	振	五	円	四	百	三	一	百	付	ノ	国	七	付	ノ	国	七	て	基	万
面	上	面	成	る	の	記	替	万		百	七	十	兆	四	国	二	債	十	国	二	債	千	は	づ	円
金	の	金	十	。	整	載	法	円		四	十	五	九	十	に	の	整	七	に	の	理	七	、	き	、
額	そ	額	七		数	又	の			十	八	万	千	三	規	理	億	八	つ	定	基	七	額	発	同
百	れ	百	年		倍	は	規			億	千	円	八	億	に	金	千	万	い	基	金	十	面	行	法
円	ぞ	円	二		の	記	定			七	千	百	四	千	て	特	万	円	、	別	特	五	金	し	第
に	の	に	月		金	録	に			千	二	十	九	百	、	会	円		づ	計	別	万	額	た	五
つ	の	つ	二		額	は	よ			五	十	二	億	四	額	計			き	会	計	五	で	利	条
き	必	き	十		に	、	る			百	二	万	九	十	面	法			額	計	法	千	付	ノ	二
百	募	百	五		よ	最	振			三	万	六	億	四	金	行			面	計	法	三	国	の	規
円	価	円	日		も	低	替			十	千	千	七	千	行	法			額	計	法	百	に	の	定
十	格	十			の	額	口			一	万	円	七	百	し	第			で	た	五	八	に	つ	に
七		六			と	金	簿			万			百		た	条			百	利	条	億	い	に	
銭		銭													利	条			利	条					

の 経 利 発 競 加 場 び 札
払 過 行 争 非 者 特 国 発
込 利 入 価 ・ 別 債 行
み 子 率 札 格 第 参 市 及

(一) 年

○ 募 入 決 定 の セ ン ト
は 募 入 決 定 の セ ン ト
式 号 規 定 する 期 日 に 払 込
む も の と 加 入 者 第 一 非 国 債
市 場 特 別 参 加 第 一 非 国 債
競 争 札 募 入 決 定 の 通 知 格
受 け 入 札 者 は 非 競 争 札 発 行
行 分 け 札 場 非 競 争 札 発 行
と 国 債 市 場 非 競 争 札 発 行
非 競 争 札 発 行 者 第 一 分

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{67}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
のとして振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるものについ
ては、前記(一)の算式により出
た金額から当該金額に百分の二
十を乗じた金額(たゞし、当該
国債発行時にあっては、外国法
者が非居住者である者がある
者が非居住者である者がある
る場合には、前記(一)の算式
算出した金額に当該非居住者
は、算出した金額に適用する控
税の税率を乗じた金額(一)の
税の税率を乗じた金額(一)の

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金支額
十七 償還金支額
十八 元利支額
十九 払込期日
二十 払込期日

することができる。

す成十七年六月二十日を支払
平成十七年六月二十日を支払
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{簿面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成二十一年十二月二十日

額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成十七年二月二十五日